

➤ 現金による外国送金（仕向送金）の取扱停止のお知らせ

平素より、佐賀銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当行は、「外国為替および外国貿易法」や「犯罪収益移転防止法」に基づくマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策を適切に実施するため、以下の外国送金の取扱を停止させていただきます。

お客さまにはお手数をお掛けいたしますが、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 取扱を停止する外国送金取引

（1）現金（円貨・外貨）による外国送金取引

※口座振替による外国送金の場合でも、ご依頼日以前の短期間に送金原資を現金で入金された場合は、現金による外国送金と同様のお取扱とさせていただきます。

※当行とのお取引の有無にかかわらず、上記「現金」を代り金とした外国送金は取扱を停止させていただきます。

（2）取扱停止日 平成31年1月4日（金）

2. 口座振替による外国送金のお取扱について

（1）外国送金の代り金のお支払いにつきましては、「送金依頼人ご本人様の口座振替」のみとさせていただきます。

（2）外国送金受付時には、送金金額、送金目的、送金受取人等により、確認資料（契約書・インボイス等）のご呈示をお願いする場合がございます。

（3）確認資料をご呈示いただけない場合や資料のご呈示をいただいた場合でも当行の判断により受付をお断りさせていただく場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

ご呈示をお願いする資料	
貿易全般	輸入許可通知書、契約書、インボイス、船荷証券等 ※商品名、原産地、船積地、仕向地等を確認させていただきます。
学費	授業料の請求書や入学・在学の状態を確認できる資料等
医療費	医療費の請求書や入院・通院等の状態を確認できる資料等
宿泊費・渡航費	ホテルの請求書や旅行等の行程を確認できる資料等
投資	投資を行うに当たっての契約書等
不動産売買	売買契約書等